

□ 緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付

対象者・要件 ◇休業や失業で生活資金にお困りの方

窓 口

◇石垣市社会福祉協議会
0980-84-2211

〔子育て世帯への給付 ※窓口はすべて 市役所1階こども家庭課 0980-87-0771〕

□ 子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円）

対象者・要件

◇対象児童：児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
※4月から新高校1年生となっているものを含む。
◇支給対象：令和2年4月分の児童手当受給者 ※特例給付受給者は除く。
※7月末から順次支給。

申請方法

◇石垣市より児童手当を受給している方は申請不要。
◇公務員として児童手当を受給している方は申請（所属庁の証明を受けた）が必要。
窓口へ ①申請書 ②振込先金融機関口座確認書類をご提出下さい。

期 限

◇令和2年6月25日～9月30日 ※令和2年4月1日以降転入の方は3月31日時点の住民票所在地へお問い合わせ下さい。

□ 石垣市子育て応援給付金（未就学児童を養育する世帯へ8千円）

対象者・要件

◇令和2年5月1日時点で石垣市在住の未就学児童を養育されてる方へ
対象児童1人あたり8千円給付します。 ※6月末より順次支給。

申請方法

◇石垣市より児童手当を受給している方は申請不要です。
◇公務員として児童手当を受給している方は申請が必要です。

□ ひとり親世帯臨時特別給付金（1世帯5万円～） ☆新規

対象者・要件

◇①令和2年度6月分の児童扶養手当を受けている方。
②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
◇基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
◇追加給付（①②対象者のみ）：

収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円

申請方法

◇①の方は基本給付は申請不要ですが、追加給付は申請が必要です。それ以外の方は基本給付・追加給付ともに申請が必要です。
申請受付は8月以降です。申請方法については、詳細が決まり次第公表します。

〔市内事業者向け〕

□ 石垣市宿泊施設 新型コロナ感染拡大防止物品等購入費助成金 ☆新規

申請方法

◇市と感染防止協力協定を締結した市内の宿泊施設
助成内容：4月以降に購入した感染防止に係る物品購入経費の一部を助成
助成額（上限）：20室以下は2万円。21室以上は客室数×1,000円

申請方法

◇申請書に物品購入領収証の写し等必要書類を添えて提出。郵送可。
（申請書は、協力協定締結後に送付いたします。

協定については本誌8ページをご覧ください。）

窓 口

◇市役所2階 観光文化課 電話 0980-82-1535

□ 【令和3年度】固定資産税の一部又は全部の減免措置

対象者・要件

◇①対象者：中小企業・小規模事業者（個人事業主含む。）
②要件：令和2年2月から10月までの任意の連続した3ヶ月間の売上が
前年の同期間と比較し30%以上減少している。

申請方法

◇※詳細は本誌7ページをご覧ください。

窓 口

◇市役所1階 税務課資産税係 電話：980-87-9043

期 限

◇令和3年1月31日